

## 北海道立函館高等技術専門学院同窓会会則

### (名称)

第1条 本会は北海道立函館高等技術専門学院同窓会（以下「同窓会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 同窓会は、会員相互の親睦と知識技能の向上を図るとともに、北海道立函館高等技術専門学院（以下「学院」という。）の発展に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 同窓会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 会員の知識技能の向上に関する事。
- (3) 会報の発行に関する事。
- (4) その他、必要と認める事項に関する事。

### (会員)

第4条 同窓会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 学院の修了生および学院に在籍したもので入会を希望し役員の上承を得たもの
- (2) 特別会員 学院の現旧職員

### (役員)

第5条 同窓会には次の役員を置く。

- (1) 理事 若干名（ただし複数名）
- (2) 監事 若干名（ただし複数名）

2 理事のうち1人を会長、2人を副会長とする。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、同窓会を代表して会務を総理し、同窓会の議長となる。

2 副会長は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 会長を補佐し、会長が事故ある時は、会長の職務を代理する。
- (2) 会計を統轄する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 同窓会の業務執行状況を監査する。
- (2) 同窓会の会計を監査する。
- (3) 業務及び会計の執行について不正な事実を発見したときに総会に報告すること。
- (4) 前号の報告の必要があるときに総会の招集を請求すること。

### (役員の上選)

第7条 理事及び監事は、会員の中から総会において上選し、会長、副会長は理事会において互選する。

2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

3 理事等に欠員が生じたときは、理事会において上選できるものとする。

### (役員の上任)

第8条 役員の上任は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により役員に上選された者の上任は前任者の残任期間とする。

### (会議)

第9条 会議は、総会と理事会とする。

### (総会)

第10条 同窓会の総会は、会員をもって構成する。

2 総会はこの会則で定めるもののほか、同窓会の運営に関する次の事項を決定する。

- (1) 役員の上選
- (2) 会則の改正
- (3) その他理事会が必要と認めた事項

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (理事会)

第11条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会は次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 理事会は、会長が必要と認めたとき会長が招集する。

5 理事会は、会長の判断において、顧問の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (顧問)

第12条 同窓会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を受けて会長が委嘱する。

3 顧問は、総会に出席して意見を述べることができる。

### (事務局)

第13条 事務局は、学院内に置き、同窓会の庶務及び事務を行う。

2 事務局長及び事務局員は、学院職員の中から会長と顧問が協議の上決定し、会長が委嘱する。

3 事務局長は事務局を総括し、事務局員は事務局長の指示により事務を行う。

### (会計)

第14条 本会の運営に必要な経費は、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 会費の額は、総会において定めるものとする。

3 同窓会の会計年度は、1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

### (雑則)

第15条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

(付則)

この会則は、平成26年 3月16日から施行する。